

「オーストラリア産スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則」(平成11年4月15日 付け11農産第1360号農産園芸局長通達) 一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
3 検査及び消毒の実施の確認 (1) (略) (2) 低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合 ア (略) イ 消毒の開始の確認 植物防疫官は、告示7の(3)のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上、オーストラリア植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア)～(エ) (略) (オ) オーストラリア植物防疫機関により植物検疫証明書に告示9の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。 (カ) (略) ウ 消毒の終了の確認 植物防疫官は、告示7の(3)のイの輸入港における消毒の終了の確認について、次により、原則として、オーストラリア植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア) (略) (イ) 告示9の封印の記号・番号を植物検疫証明書の記載と照合するとともに、当該封印がなされていることを確認すること。 (ウ)・(エ) (略) <u>(オ) (エ)の確認の結果、告示6の消毒日数が当該低温処理コンテナの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、オーストラリア植物防疫機関から、当該コンテナの卸下された輸入港のコンテナターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出が当該低温処理コンテナの卸下前又は卸下後遅滞なくあり、当該低温処理コンテナの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者より検査申請書が提出された場合であって、当</u>	3 検査及び消毒の実施の確認 (1) (略) (2) 低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合 ア (略) イ 消毒の開始の確認 植物防疫官は、告示7の(3)のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上、オーストラリア植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア)～(エ) (略) (オ) オーストラリア植物防疫機関により植物検疫証明書に告示7の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。 (カ) (略) ウ 消毒の終了の確認 植物防疫官は、告示7の(3)のイの輸入港における消毒の終了の確認について、次により、原則として、オーストラリア植物防疫機関と共同して行うものとする。 (ア) (略) (イ) 告示9の封印の記号・番号を植物検疫証明書の記載と照合するとともに、当該封印が破られないことを確認すること。 (ウ)・(エ) (略) (新設)

該コンテナの記号・番号、告示9の封印の記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナにき裂、損傷等がないことが確認できた場合には、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナ詰輸入植物等検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコンテナターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該コンテナにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、オーストラリア植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、(エ)に準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

(カ) 輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

4・5 (略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の(1)の消毒が適切に行われていない場合、告示6の(2)のオーストラリア植物防疫機関により指定された低温処理コンテナでない場合、告示7の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示8の(2)の輸送及び積込み時の措置に違反するコンテナ詰めの場合、告示9の封印のない場合、告示10の表示がなされていない場合、4のただし書により積込みがされたものであってこん包が破損若しくは開封されている場合又はコンテナにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3)・(4) (略)

(オ) 輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実は、オーストラリア植物防疫機関の責任により返送されるものとされている。

4・5 (略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示7の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示9の封印のない場合、告示8の(2)の輸送及び積込み時の措置に違反するコンテナ詰めの場合、告示10の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開封されている場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3)・(4) (略)